

令和3年度 消費生活・法律・弁護士・相談開設のお知らせ

日常生活上の消費・法律問題等について、専門の相談員が無料で相談に応じます。相談は、秘密厳守です。お気軽にご利用ください。

		消費生活相談室					法律相談所（予約制）					弁護士相談所（予約制）		
開設案内		毎週木曜日 10:00～16:00 開設日(47回)					原則毎月第1第3木曜日 13:00～16:00 開設日(24回)					奇	数	月
相談員		消費生活相談員					司法書士					開設日	会場	
令和3年	4月	1	8	15	22			8	15					
	5月	6	13	20	27		6		20			27(木)	人権・生活総合相談センター	
	6月	3	10	17	24		3		17					
	7月	1	8			29	1		15			21(水)	芸北文化ホール	
	8月	5	12	19	26		5		19					
	9月	2	9	16		30	2		16			30(木)	役場大朝支所	
	10月	7	14	21	28		7		21					
	11月	4	11	18	25		4		18			25(木)	豊平地域づくりセンター	
	12月	2	9	16	23		2		16					
令和4年	1月	6	13	20	27		6		20			27(木)	人権・生活総合相談センター	
	2月	3	10	17	24		3		17					
	3月	3	10	17	24		3		17			24(木)	人権・生活総合相談センター	
相談会場		北広島町人権・生活総合相談センター										上記の会場となります		

■ :中止

■ :時間変更 12:00～16:00

■ (黄色の日の相談はありません)

* 消費生活相談は、電話での相談もできます。専用電話 72-5571

* 法律相談・弁護士相談は、センターに電話等の事前予約が必要です。

* 相談内容は、サラ金・相続・結婚・離婚・住宅・土地・人権・その他

◎相談開設日は、毎月の広報カレンダーでもお知らせしています。

相談・予約等に関するお問合せ先

北広島町人権・生活総合相談センター

(サンクス交差点から大朝方面に5m)

IP☎ 050-5812-5020

☎ (0826) 72-5020